

2024 年 5 月 30 日 全 8 頁

「事業性融資の推進等に関する法律案」概要

事業性に着目した企業価値担保権の創設

金融調査部 研究員 平石隆太

[要約]

- 2024 年 3 月 15 日に「事業性融資の推進等に関する法律案」が国会に提出された。本稿では、法案の内容及び法案によって創設される企業価値担保権の概要について解説する。
- スタートアップ等への資金供給の観点から、不動産などの有形資産の担保や経営者保証を必要としない融資実務の必要性が指摘されてきた。金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置され議論が行われ、新たな担保権の論点が整理された。
- 法案では、無形資産や将来キャッシュフローを含む「総財産」を担保とする企業価値担保権が創設される。企業価値担保権の担保権者となれるのは新たに創設される信託業の免許を受けた企業価値担保権信託会社のみである。
- 事業者や金融機関による企業価値担保権の利用を促進するため、認定事業性融資推進支援機関制度が導入される。加えて、事業性融資の促進のため、金融庁に事業性融資推進本部が設置される。

1. はじめに

2024年3月15日に「[事業性融資の推進等に関する法律案](#)」（以下、新法）が国会に提出された。新法では、不動産などの有形資産を担保目的財産とせず、無形資産を含む事業全体を担保とする新たな担保形態である「企業価値担保権」が創設される。

以前から、金融機関が融資を行う際の不動産担保や経営者保証への依存がビジネスモデルの多様化に適応できておらず、スタートアップ等の起業を妨げる要因にもなっていると指摘されていた。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版¹」においても、「企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す」と記載されていた。

2022年11月から2023年2月には、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うことを目的として、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」（以下、WG）が開催された。WGでは、会社の総財産を一体として担保権の目的とすることが検討された。事業単位での担保設定についても議論されたが、担保目的財産の確定や公示方法に課題があることから今後の検討課題とされた。本稿では、企業価値担保権の創設に至るWGの議論も踏まえて、法案の内容や企業価値担保権の概要について解説する。

2. 新法の概要

新法は、事業全体を対象とした担保権を創設することで、不動産を目的とする担保権や個人保証に依存した融資慣行を是正し、資金調達の円滑化を図ることを目的としている。

新法は主に図表1に示した5つの事項で構成されている。特に多くの条文が置かれているのは、検討段階の事業成長担保権から改称された「企業価値担保権」である。企業価値担保権は担保権の設定から実行に至るまで多くの手続き規定を要するため、条文が多くなっている。

図表1：新法の構成

章	事項	概要	条文
1	総則	新法の目的・言葉の定義	1条-4条
2	基本方針	事業性融資の推進	5条
3	企業価値担保権	企業価値担保権(検討段階では事業成長担保権)の運用	6条-231条
4	事業性融資推進支援業務を行う者の認定等	主務大臣から指定される認定事業性融資推進支援機関の概要	232条-241条
5	事業性融資推進本部	金融庁に設置される政策立案・推進を行う組織	242条-248条

（出所）新法より大和総研作成

¹ 内閣官房「[新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版](#)」（2023年6月16日）

3. 企業価値担保権

ここからは企業価値担保権の規定について解説する。概要は図表 2 の通りである。WG 報告の内容を踏まえて制度設計がなされている。以下、各項目について順に確認する。

図表 2：企業価値担保権の概要

項目	企業価値担保権について
担保目的財産	総財産 (将来キャッシュフローを含む事業全体の価値) 【新法第7条第1項】
借り手 (債務者・設定者)	株式会社・持分会社 (自己の債務を担保するためにのみ設定可) 【新法第2条第2項、第7条第1項、第13条第1項】
担保権者	企業価値担保権信託会社(新設) (※)銀行等には簡易な手続で免許を交付 【新法第8条、第33条第2項等】
貸し手 (被担保債権者)	制限なし (※)銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可
対抗要件	商業登記簿への登記 (※)他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等 【新法第15条、第18条等】
借り手の権限	担保目的財産の処分は基本的に自由 (※)事業譲渡など、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損につながる通常の事業活動の範囲外の行為には、担保権者の同意を必要とする。 【新法第20条】
貸し手の権限制約	粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限 【新法第12条】

(出所) 金融庁「[事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料](#)」(2024 年 3 月 15 日) p.3 より大和総研抜粋

3-1. 担保目的財産

企業価値担保権の担保目的財産は将来キャッシュフローを含む「総財産」である。担保を設定するときには事業の一体を担保とすることができる。従来から担保の対象となる土地や建物に加えて、ノウハウ・知的財産権等を含む無形資産も担保の対象とできるため、有形資産を持たないスタートアップ等も融資を受けることが容易となる。のれんも担保目的財産に含まれる。

3-2. 企業価値担保権の設定・当事者

企業価値担保権の当事者となるのは借り手(債務者・設定者)、貸し手(被担保債権者)、担保権者の三者だ。借り手となるのは会社法上の株式会社・持分会社である。企業価値担保権は自己の債務を担保するためにのみ設定可能であり、他者の債務を担保するために設定することはできない。他方、貸し手については、法律上、特段の制限は設けられていない。

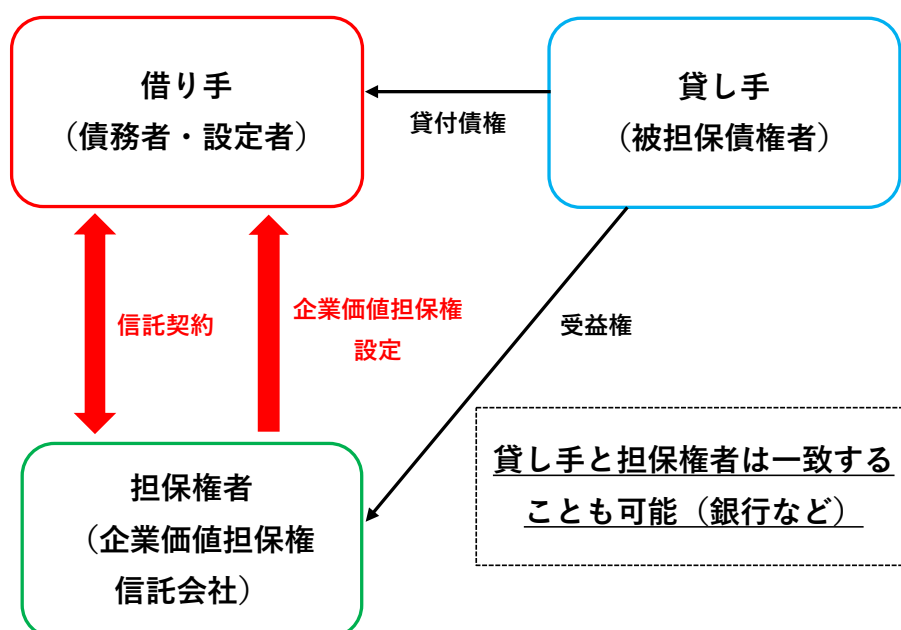
債務者が企業価値担保権の内容を理解せずに設定してしまうことで、担保権者による企業価値担保権の濫用が WG において懸念された。加えて、担保権者には事業者と目線を合わせて経営

改善に取り組むことなどが想定されていることも踏まえて、担保権者を限定すべきとする議論が行われた。

WGでの議論を経て、担保権者となることができるのは、新法で新設された「企業価値担保権信託会社」とされた。企業価値担保権を設定するには、借り手と担保権者の間で企業価値担保権信託契約を締結しなければならない。この企業価値担保権信託契約に係る業務を行うことができるのが企業価値担保権信託会社である。企業価値担保権信託会社になるには内閣総理大臣の免許が必要であり、指定後は内閣総理大臣の監督に属する。企業価値担保権信託会社には、みなし免許の規定が設けられており、銀行などの金融機関が企業価値担保権に関する信託業務を営む旨を届け出た場合には、免許を受けたものとみなされる。

企業価値担保権信託契約は借り手が委託者、担保権者（企業価値担保権信託会社）が受託者として締結される。企業価値担保権信託会社は借り手に対する制度概要の説明義務があり、企業価値担保権に関する借り手と貸し手・担保権者の間に存在する情報の非対称性の軽減が期待される。加えて、企業価値担保権信託会社は借り手によって債権が弁済されないときの企業価値担保権の実行に関する処理も担当する。

図表 3：企業価値担保権設定のイメージ



（出所）新法より大和総研作成

企業価値担保権に係る極度額²の設定は債務者の任意である。債務者はいつでも担保権者に対して極度額を指定できる。この極度額の指定は書面もしくは電磁的記録によって行われた場合に有効となる。

² 極度額とは、担保権によって担保できる債権の金額の限度である。一般的には根抵当権の設定の際に利用される。

3-3. 企業価値担保権の効力等

企業価値担保権の効力発生要件は商業登記簿への登記である。企業価値担保権相互の優先関係は登記の前後で決まる。質権・抵当権・不動産売買に係る先取特権と企業価値担保権の優先関係はそれぞれの対抗要件具備と企業価値担保権に係る登記の前後で決まる。

3-4. 借り手に対する制限

一般的に担保法制において、担保目的財産の所有権は引き続き設定者にあり、使用収益を継続できるとされる。特に、企業価値担保権においては事業全体を担保の対象としているため、担保目的財産の使用収益・処分を認めなければ、そもそも事業を行うことができなくなる。しかしながら、担保価値を減ずる行為が許されるわけではない。

新法では、借り手は企業価値担保権の設定後も、目的となった財産の利用及び処分が可能とされている。ただ、制限が設けられており、①重要な財産の処分、②事業の全部または重要な一部の譲渡、③正当な理由なく商品または役務を、その供給に要する費用を著しく下回る対価での供給をするには、担保権者の同意を得なければならない。担保権者の同意なく行ったこれらの行為は無効となる。

3-5. 個人保証等の制限

既述したように、企業価値担保権は経営者の個人保証に依存した融資慣行を是正することを1つの目的としている。WG ではこの趣旨を踏まえて、企業価値担保権が担保する債務について、経営者等の個人保証や経営者等の生活に欠くことができない財産による担保が付されている場合における当該契約に係る権利行使の制限が議論された。

新法では、企業価値担保権が担保する債務を保証する保証人が法人ではない保証契約や、質権・抵当権・その他担保権で設定者が法人ではなく、生活の本拠として使用している不動産や生活に利用している資産を対象としている契約などに対しては、権利行使ができないと規定されている。ただし、借り手が粉飾など貸し手に虚偽の報告をした場合にはその限りではないとされている。

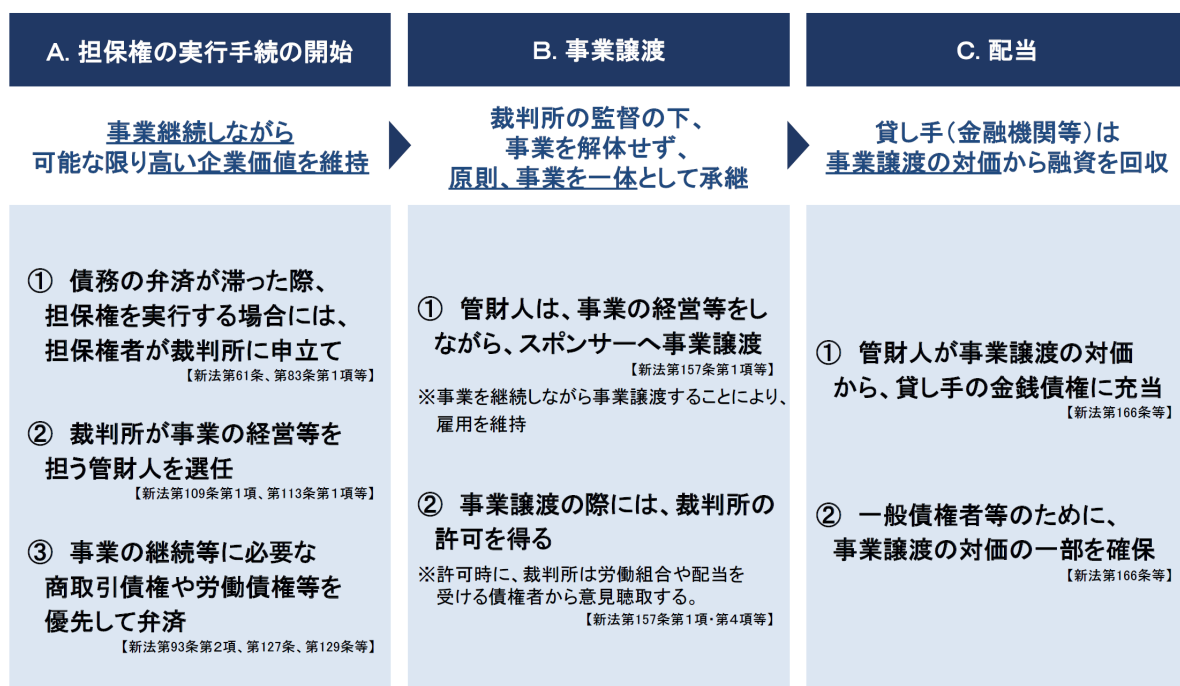
3-6. 実行手続

借り手（債務者）が期限の到来にもかかわらず弁済を行わない場合には、担保権者（企業価値担保権信託会社）は企業価値担保権の実行などの必要な措置をとらなければならない。実行は第1順位担保権者が裁判所に申立てを行う。申立てがなされ、実行手続の開始が決定されると裁判所は管財人を選任し、管財人が事業の経営権や財産の処分権を得る。この時に管財人は可能な限り事業の継続価値を維持できるよう努めることになる。

続いて、管財人は裁判所の許可を得て担保目的財産の換価を行う。原則として、企業価値担保権の換価は事業を一体として維持・継続しながら、スポンサーに事業譲渡することが想定されている。また、事業を譲渡する際に、裁判所は配当債権者や労働組合の意見を聞かなければならない。

最後に、管財人が事業譲渡の対価から貸し手の貸付債権に対して配当を行う。配当まで終了すれば、裁判所が実行手続の終了を決定し、企業価値担保権は消滅する。

図表 4：実行手続の流れ



(出所) 金融庁「[事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料](#)」(2024年3月15日) p.5 より大和総研抜粋

4. 推進機関の創設

4-1. 認定事業性融資推進支援機関

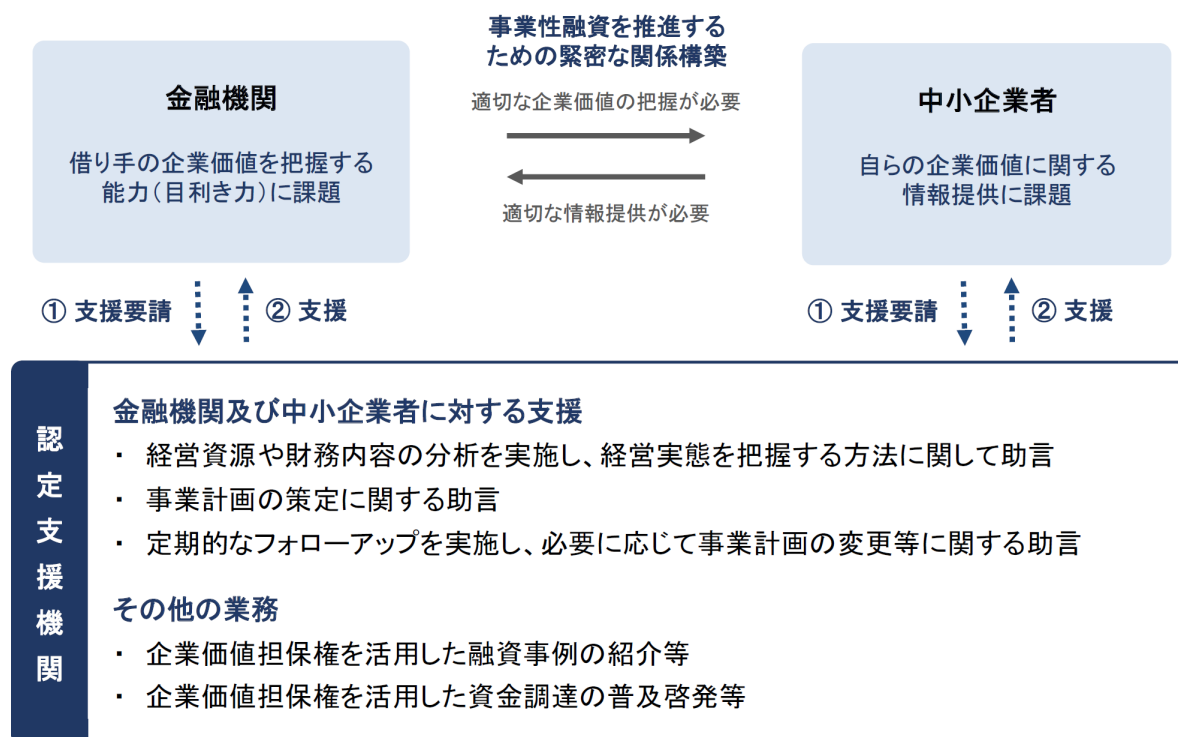
新法では、企業価値担保権の利用の促進・支援を行う機関として、主務大臣によって認定される「認定事業性融資推進支援機関」が整備される。認定事業性融資推進支援機関(以下、支援機関)は借り手となる事業者や貸し手となる金融機関と契約を締結して、それぞれに図表5に示した指導や助言を行う。他にも、企業価値担保権の利用に関する啓発活動や調査・研究・普及に努めることとされている。

加えて、支援機関には、支援対象の事業者に対する説明義務と担保権が実行された場合における管財人に対する通知義務が課される。説明義務の内容は、事業者に対して企業価値担保権の設定・効力・実行に関する事項と企業価値担保権信託契約において定めるべき事項を説明することである。通知義務は、支援対象事業者の債務について担保権の実行手続開始の決定がなさ

れた際に、当該事業者が支援機関の対象である旨を管財人に通知することである。

新法において、支援機関が行う支援業務が円滑に実施されるよう、政府が財政上の措置を講じることとも規定されている。

図表 5：認定事業性融資推進支援機関の概要



(出所) 金融庁「[事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料](#)」(2024 年 3 月 15 日) p. 6 より大和総研抜粋

4-2. 事業性融資推進本部

認定事業性融資推進支援機関とは別に、金融庁に特別の機関として「事業性融資推進本部」が設置される。事業性融資推進本部は事業性融資の推進に関する政策の企画・立案や関係する行政機関との事務をつかさどる。事業性融資推進本部は法務大臣・財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣の他、内閣総理大臣が指定する国務大臣によって組織される。

5. 今後の展望

新法は国会で成立すれば、公布の日から 2 年 6 カ月を超えない時期に施行される。無形資産にも注目した企業価値担保権はスタートアップ等に対する新たな資金供給手段として活用されることが期待される。

ただ、積極的な活用に当たっては課題も見受けられる。一例は、貸し手から資金供給を受けるに当たって担保権者との信託契約によらなければならない点である。通常の担保権信託のメリ

ットは、大規模資金調達を伴う担保権付シンジケートローンなどを用いる際に、受託者が担保権の管理を一括して行うことで事務コストを軽減できる点である。しかし、企業価値担保権のメインターゲットはスタートアップや中小企業と想定され、こうしたシンジケートローンを頻繁に利用するとは考えにくい。そうすると、契約の当事者が信託のメリットを享受できず権利関係の複雑さのみが残ってしまうかもしれない。もちろん、会社の全資産を担保として差し出すという制度の構造上、貸し手による「重要な事業資産への譲渡担保権等の濫用的な取得・行使」³など弊害防止の措置を講じることは必要である。そのことが企業価値担保権について信託スキームを利用することの根拠の一つとされている。信託契約のあり方については実務の実態を踏まえて、今後さらに議論されることになるだろう。

また、貸し手にも企業価値の見極めが求められるという課題がある。将来キャッシュフローも含めて算定することになるため、価額の評価方法が確立されている不動産を担保とする従来の融資とは全く異なる審査が必要になる。

新しい制度が誕生しても、課題は残る。まずは、企業価値担保権が積極的に活用され有効な資金調達手段となることに期待したい。その上で、利用される中で確認された制度上の問題点に対応し、より利用しやすい制度となっていくことが求められる。

³ 金融審議会『[『事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ』報告](#)』
p. 10（2023年2月10日）